

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

徳島市長 遠藤 彰良

市町村名 (市町村コード)	徳島市 (36201)
地域名 (地域内農業集落名)	上八万地区 (西地、田中、花房、星河内、樋口、大木、上中1、上中2、川北、川西、道原、日比宇)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月21日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地域の農地は、狭隘でかつ分散してる。高齢化で農地が余っている状況だが、水の便が悪い所や高低差があるなど、なかなか借り手がない。
・農地を貸すと戻ってこないと思い込んでいる人が多く、なかなか農地利用が進まない。
・担い手がないので園芸作物ができない。できる者がオペレーターとして手伝うなど、サポート体制が必要になっている。
・山際の農地では、鳥獣被害が増えている。
・1つ1つのほ場が狭く、集積がなかなか進まない。
・本地域は冬の作物を栽培しており、ほ場整備は困難である。
・農作物の価格転嫁が必要である。
主な作物: 水稻、菜の花、いちご、しいたけ、すだち、ブロッコリー

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産品であるスダチについては、米からスダチ栽培への転換を進め、水田の借り手がないため耕作放棄地とならないよう農地の集積・集約化を進める。
また、地域のコミュニティーの活性化のために、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	176.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	176.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

・以下の農地における営農型太陽光発電事業について協議の場(令和7年1月7日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用支障がないことを確認した。

上八万田中608-1、608-2番地 1,874㎡(転用面積4.35㎡) 位置図1

上八万町田中 689-1,689-2番地 278㎡(転用面積1.51㎡) 位置図2

上八万町田中 725-1番地 942㎡(転用面積3.81㎡) 位置図3

上八万町田中 789-1,789-2番地 1,800㎡(転用面積3.90㎡) 位置図4

・以下の農地における転用について協議の場(令和7年8月6日～8月20日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

上八万町星河内482番1 71㎡、上八万町上中筋791番1 867㎡、上八万町上中筋791番3 11㎡、上八万町上中筋792番1 20㎡、上八万町上中筋792番2 139㎡、上八万町上中筋792番3 8.80㎡、上八万町樋口243番2 155㎡、上八万町上中筋940番 79㎡、上八万町上中筋941番 251㎡

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・対象地区内の農地利用は、地域の担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
・老朽化している用排水施設等の改修を検討し、有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと連携して相談体制を確立し、農地のあっせんや技術的指導の支援を図っていく
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・小集落での農機具の共同利用や共同作業など、サポート体制を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①シカやサル、イノシシの被害が拡大しないように防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には、速やかに対応できる体制を構築する。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調整施設などの農業用施設の集約化を進める。